

実務対応報告公開草案第 40 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキーム
における 借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成 26 年 4 月 4 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 40 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「実務対応報告案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

1. 先端設備等導入支援契約の明確化（実務対応報告案第 2 項）

（意見）

実務対応報告案の対象となる先端設備等導入支援契約の記載に、次の「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」（以下「事務取扱要領」という。）第 3 条(7)カの記事を含めるべきである。

「カ 平成 26 年 3 月 26 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間に締結された契約であること。」

（理由）

いつの時期に締結される契約が対象となるかがより明確になり、実務対応報告における取扱いを特に勘案すべき時期について、ある程度の目安となると考えられるためである。

なお、事務取扱要領が改訂（期間延長など）される可能性がある場合には、実務対応報告の本文ではなく、「公表にあたって」などに記載することも考えられる。

2. 契約内容が変更された場合の会計処理（実務対応報告案第 5 項）

（意見）

契約内容が変更された場合の会計処理を定めるべきである。

（理由）

実務対応報告案第 5 項では、契約内容が変更された場合にファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定を再度行うこととされているが、再判定により取引が変更された場合の会計処理が明示されていないためである。

3. ファイナンス・リース取引の判定基準に関する記載趣旨の明確化（実務対応報告案第15項）

（意見）

ファイナンス・リース取引に該当するかどうかの判断に関する記載について、その趣旨が明確となるよう修正する必要があると考える。例えば、実務対応報告案第3項に定める会計処理と整合するよう下線部を追加し、次のように修正してはどうか。

「したがって、本リース・スキームは、リース料やリース期間の設定等において、我が国における一般的なリース・スキームとは異なる特徴を有することを踏まえ、その他のリース取引と同様に、リース適用指針第5項及び第9項に従ってファイナンス・リース取引に該当するかどうかを判断することになる。」

以 上